

Title	〔労働法 三六〕 病院閉鎖、病院建物の第三者への賃貸しに反対する組合員・支援労組員の第三者に対するピケとその限界
Sub Title	
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira) 社会訴訟法研究会(Shakai soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.4 (1967. 4) ,p.115- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法 三六〕

病院閉鎖、病院建物の第三者への賃貸しに
反対する組合員・支援労組員の第三者に対
するピケとその限界

都島病院事件
大阪地裁昭三四年(七)第一九八二号
昭四一・三・三〇日判決
労働経済判例速報五八四号

【事実】 一、都島病院(以下病院と略称する)は、社会福祉法人都
島友の会によつて経営されていた。昭和三二年八月一五日、病院従

業員は、当時総評大阪医療労働組合(以下組合と略称する)書記長
であつた被告人尾上、総評大阪地方評議会常任書記であつた被告人

森本らの指導のもとに組合都島支部（以下支部組合と略称する）を結成し、同日の結成大会において、使用者に対し、(1)労働基準法に明記されている労働者の諸権利の確認、(2)夏期手当一ヶ月分支給、(3)八月以降一率一、〇〇〇円賃上げ、(4)定期昇給制度の実施、という四項目の待遇改善要求を行なうことを決め、大会終了後支部長松本晴子及び被告人尾上が理事長比嘉周子に対して電話で支部結成を通告するとともに、翌一六日に団体交渉をしたい旨申し入れた。ところが比嘉理事長は、病院労働組合の総評加盟を非難し、支部組合との団体交渉の申し入れには応じられない旨返答し、翌一六日午前九時頃、松本支部長及び被告人尾上から前記四項目につき同日団体交渉を開催されたい旨の申入書を病院事務長依田壮介を通じて受取つたが、院長室にもつて右松本、尾上と会おうとせず、依田を通じて、組合の要求には経済的要求が含まれているので理事会を開催するまでは団体交渉に応じられない旨回答すると同時に病院閉鎖をはめた。めかした。

そこで組合は、同日、病院理事者の態度を労働組合法七条二号、三号に該当する不当労働行為であるとして大阪府地方労働委員会に救済を申し立てた。

これに対し、同月二三日に開催された都島友の会理事会は、以後の病院運営を比嘉理事長と整理委員会に一任することにして比嘉理事長の人選による整理委員会なるものをつくり、同月二八日、地労委の勧告でもたれた団体交渉の場において、比嘉理事長は、病院経営については整理委員会に一任してあること及び地労委に事件が係

属している現在、その指示があるまで責任ある団体交渉をもちえないと主張して結局団体交渉には入らなかつたのであるが、翌二九日比嘉理事長と整理委員会は、病院の診療を廃止して清算整理に入ることを決定し、ただちに従業員に対し「九月一日より病院を閉鎖することとなつたので今月限りで解雇する。これより残務整理に入る」旨通告するとともに同日付の郵便で予告手当の受領方及び病院内寄宿舎よりの早期転出を求め、同年九月一日より、残務整理委員による残務整理に入つた。

大阪府地方労働委員会は、同月二五日比嘉理事長に宛て病院閉鎖及び組合員解雇は労働関係調整法三七条に違反する争議行為の疑いがある旨の警告を発し、ついで同年一〇月一〇日、都島友の会に対し、(一)支部組合員を原職に復帰させること、(二)団体交渉を拒否してはならないこと、(三)病院閉鎖を口実に支部組合員を解雇するなど支部の結成運営に介入したことにつき支部組合員に陳謝し、今後かかる行為を繰返さないことを誓約することを命じた。しかし都島友の会は右地労委の救済命令に対して直ちに不服申立の行政訴訟を起し、その頃残務整理の済んだ病院建物を関西主婦連合会（会長比嘉周子、以下主婦連と略称する）に賃貸してしまつた。

支部組合員は、大阪地方裁判所に対しても従業員地位保全の仮処分を申請していたが、同年一月一六日、同裁判所において、(一)都島友の会は支部組合員の解雇の意思表示を撤回し、同人らが都島友の会の従業員たる地位を保有することを確認する、(二)都島友の会は早急に病院業務の再開に努力するものとし、遅くとも昭和三年四

月一日を期して再開するよう誠意をもつて努力すること、(三) 諸般の事情から再開が不能のときは、都島友の会は従業員の整理及び退職金につき支部組合と協議するものとする。右協議がととのわない間は都島友の会は支部組合員に対し休業補償を継続して支払うこと、を骨子とする裁判上の和解が成立した。

これにより支部組合は都島友の会理事者に対しあくまで病院再開を要求したが比嘉理事長は、融資及び医師が獲得できないから再開不能であると称して支部組合に対し、支部組合員の退職金を取り決めるための団体交渉を申し入れ、支部組合がこれに応じないとみるや昭和三十三年二月末、再び支部組合員全員に対して解雇を通告した。

かくして支部組合は、前記和解条項に定められた病院再開期限の前日にあたる同年三月三十一日、病院再開の要求を貫徹するため、また当時病院建物内に居住し、比嘉理事長や主婦連事務局員から種々の嫌がらせを受けていた支部組合員の居住権を守るため、午前八時過頃から総評傘下の労働組合員の応援を得て、総勢七、八〇名で病院建物の周囲にピケットラインを張り、同建物内における主婦連事務局員の就労を阻止し、翌日以降もピケットイングを続けた。

争議は長期間にわたつたが、ついに病院は再開せず、昭和三四年一〇月頃、「病院建物内に居住する支部組合員は都島友の会から立退料の支払を受けて同建物から退去する」旨の裁判上の和解成立を最後に支部組合員はそれぞれ他に就職して去り、ようやく争議は終結した。そして前述の通り病院再開は不可能であると強く主張して

来た都島友の会は恰も掌をかえすように都島診療所と名称を改めて病院を再開した。

二、昭和三十三年四月九日、大手前会館において開催された主婦連主催の第二回消費者大会が開かれた。総評大阪地方評議会の本件指導部は、主婦連が右消費者大会に社会党代議士神近市子を招いたうえ社会党系の婦人団体を動員参加させておいて、本件争議に関して総評非難の決議をするおそれがあるとの情勢判断をなし、社会党系の婦人を多数まじえた集会で総評非難決議が出ることの社会的影響を考慮して、もし総評非難決議が提案されたらはいは反対意見を述べこれを阻止するため、と同時に大会に集つた主婦連会員に本件争議の実情を訴え、主婦連の争議介入に抗議し反省を求めため、支部組合員及び支援労組員の大会参加を決定した。

かくして一般に売り出されていた入場整理券を買い集めたうえ、被告人帖佐、同片本、同森本、同平田を含む少なくとも一〇〇名近い支部組合員及び支援労組員が同集會に参加し、野次をとばし喚声をあげるなどして右大会の運営を阻害した。

三、被告らのピケのための病院建物立入り、ピケ、および大会運営阻害は、建造物侵入、威力業務妨害に該当するとして起訴されたのが本件である。

【判旨】 建造物侵入については無罪、大会運営についての威力業務妨害についてののみ有罪

一 (1) 大阪地裁は、都島友の会が行なつた病院閉鎖、従業員解雇が、支部組合の消滅を企図した団結破壊の不当労働行為であるこ

と、また本件争議の第三者たるべき主婦連が、争議当初より都島友の会の口となり手足となつて争議行為に介入したこと、とりわけ病院建物全部を故意に借り受けそこに事務所を移転したことは最も重大な争議介入行為であると判断した上で、次のように判示する。

「支部組合員及び支援労組員による右ピケッティングは外形的には、争議の第三者たる主婦連の業務を阻害するものであるが、争議手段としての意義は、都島友の会理事者が、病院建物を主婦連に賃貸する(すなわち事業所を他の管利用途に供する)ことを阻止し、同時に支部組合員の職場を確保することにあり、それによつて支部組合員の解雇撤回並びに病院再開要求を貫徹しようとする争議行為である。」

ところで「都島友の会理事者の病院閉鎖、従業員解雇は、支部組合員に対する一方的かつ露骨な団結権侵害の不当労働行為であるが、このように使用者が不当労働行為の手段として事業所閉鎖従業員解雇をなし、これに対する争議中であるにもかかわらず事業所を他に賃貸してしまつた場合、労働組合としてはピケによつて賃借人の当該事業所使用を阻止するという方法で使用者の右賃貸を阻止することが、この際唯一の有効な争議手段であり、もしこのような争議行為を正当でないとするならば、使用者はかかる方法によりたやすく労働法上の義務を免れうることとなり、争議の勝敗が明らかというより労働組合は殆ど手も足もでずに使用者のこの種の不当労働行為に屈するほかなく、それでは、労働組合の団結権、争議権を保護助成しようとしている労働組合立法の精神に反する。」

「しかもこのばあいピケによつて建物の使用を阻止される第三者

は、事業所閉鎖、従業員解雇反対の争議中であるにもかかわらず、敢えて(法律上所謂悪意を以て)事業所を賃借し、使用するものであるから当然争議行為に伴う不利益を受忍すべき地位にあるといわなければならない。まして主婦連は都島友の会との組織的つながりから、前述のように争議の当初から都島友の会と一体となつて支部組合と対立抗争してきたもので、その意味では争議の当事者的存在でもあり、その病院建物借用の争議破りの性格はより明白であるから尚更支部組合員及び支援労組員の団体行動を受忍しなければならぬ立場にあつたものである。」

(2) そこで大阪地裁は、ピケッティングのために支部組合員及び支援労組員が病院建物に立ち入つた点について、「同建物はすでに主婦連の管理下におかれているものであるから、目的の正当性からただちにその合法性を是認することはできないのであるが、支部組合員と都島友の会理事者との前記裁判上の和解によれば、支部組合員の病院従業員たる地位は、支部組合と都島友の会理事者との協議がととのうまで存続するので、当時病院建物は、休業中とはいへ、本来支部組合員の組合活動が保障されるべき(争議中は尚更)職場であるところ、主婦連に対する関係においても、主婦連は前述した理由によつて都島友の会理事者と同様支部組合員の組合活動を受忍すべき立場にある。従つてまた、特段の事由のない限り、上部団体の組合員らが支部組合員の組合活動を支援するため病院建物に入りすることもまた違法視される筋合いのものではない。してみると支部組合員並びに支援労組員らがピケッティングのため病院建物内

に入つたことをもつて不法な建造物侵入といふことはできない」と判示する。

(3) ついでビケッティングの正当性について、「ビケッティングの手段としての有形力の行使については、その態様、程度等とそのときの具体的な諸事情を統一的に考慮してその合法性を判断すべきであり、形式的画一的にすべての有形力をその程度の如何を問わず暴力の行使として不法とみなすべきではないのであつて、本件のごとく、組合側にとつてそれを破られることがそのまま争議の敗北につながる防衛的なビケッティングにおいて、争議破りのな行動に出る第三者に対してこのビケッティングの効果を確保するためにやむを得ない手段として必要最小限度の実力行使をなすことは、それが直接身体に対する有形力の行使であつても不当な人権侵害にわたらぬ限り正当な争議行為の範囲に属するものと認むべきである。そして争議破りのな第三者に対するものである以上支援労組員の行為の正当性の範囲を、争議主体である労組員のそれと別異に解すべき理由はない」とし、本件ビケッティングは「穏和な説得や団結の示威のみではビケッティングの実効を期し難い状況のもとにおいて、いづれも極く短い距離を、抵抗を受けずに軽度の方で背後から身体を押し戸外に出したもので、その際著しく不穏当な脅迫的言辭も認められないのであるから、被告人らのこれらの行為は、いまだ暴力というほどのものとは認められず争議行為としての正当性を失わないものといわなければならない」と判示し、結局被告人らの行為は正当な争議行為であるとする。

二 「主婦連が一連の争議介入をなし、大会当日も会場入口付近で総評非難の署名運動を行なつていたとはいへ、消費者大会自体は消費者の経済生活を守るための集会であつて本大会においてもはじめから総評非難を議題としていたものでも、またそのような動議が開会後出されたわけでもなく、本件争議には直接関連するところのない消費者運動としての議事が進められようとしていたのであるから、主催者に対する抗議表明の程度方法は一般参加者に許容される発言、野次等の範囲にとどまるべきで、その限度を越えて、あるいは比嘉会長の挨拶阻止にみられるように大会運営に関し労組員の立場を一方的に押しつけるような形で大会の進行を阻害することは、主催者の大会開催業務に対する不当な侵害と解すべきである」とし、被告人片本清作、同森本、同平田辰男は「一〇〇名位の総評加盟労働組合員と共謀の上……関西主婦連主催第二回消費者大会において、……多衆の威力を示して野次をとばし喚声をあげ、関西主婦連合会長比嘉周子を誹謗する替え歌を高唱し、風船を割り、被告人森本において笛を吹くなどマイクの声も殆どきこえないほど騒ぎ立て、被告人平田において司会者からマイクをとりあげ、ほしほし壇上から演説を行い、被告人片本において壇上に掲げられていたスローガンのピラを引きちぎるなどして大会の運営を阻害し、議事を中断させもつて威力を用いて右関西主婦連合会の消費者大会開催の業務を妨害したものである」と判示した。

【評釈】 判旨に賛成

一 本件は一応第三者に対するビケといふことができるが、きわめ

て特殊な事例である。すなわち病院従業員が組合を結成し、総評に加盟したことを嫌った病院が、組合を消滅させるために病院を閉鎖し従業員を解雇した上で、病院を第三者たる主婦連に賃貸した。そこで組合は、組合員の解雇撤回並びに病院再開を要求し、これを貫徹するために病院建物に事務所を移転した主婦連の事務局長員に対してピケッティングを行なつて主婦連の病院建物の使用を阻止した。

ところで主婦連は、純粹な第三者ではなく、病院の経営主体たる都島友の会と組織的つながりを持ち、当初から争議に介入し病院側の口どなり手足となつていた。とりわけ病院建物全体を賃借したことは重大な争議介入行為であつた。したがつて主婦連は争議の当事者の存在であり、むしろ争議破的存在として性格づけられる。本件においてはまさにかかる第三者に対するピケが問題となつた。

まず右ピケッティングの性格を考えると、判旨が述べているように、「外形的には、争議の第三者たる主婦連の業務を阻害するものであるが」「都島友の会理事者が、病院建物を主婦連に賃貸することを阻止し、同時に支部組合員の職場を確保することにあり、それによつて支部組合員の解雇並びに病院再開要求を貫徹しようとする争議行為」である。本来争議行為が、使用者を労働市場から切り離すことを中心に行なわれ、そこに争議行為の本質的性格が認められることからすれば、本件ピケッティングは特殊な争議行為といふことができよう。そして本件におけるように、不当労働行為たる都島友の会理事者による病院閉鎖、解雇、病院の賃貸に対しては、判旨も述べているように「労働組合としてはピケによつて賃借人の当該事業

所使用を阻止するという方法で使用者の右賃貸を阻止することが、この際唯一の有効な争議手段」であり、「かかる争議行為を正当でないとするならば……争議権自体が事実上否認される」ことになるわけである。特に賃借人たる主婦連は都島友の会との組織的なつながりから、争議の当初から都島友の会と一体となつて支部組合と対立抗争してきたもので、この意味では争議の当事者の存在であり、その病院建物借用の争議破的性格を考えれば主婦連の業務自体法の保護に値するものといふことはできず、これを阻害するかかる争議行為を正当とするのは一応妥当な判断といふことができよう。

なお、本件解雇については、不当労働行為として労働委員会や裁判所に救済を求める道も開かれているから、かかる争議行為を正当なものとして認める必要はないとも考えられるが、一定の時期に勝敗が決する争議の性格からみて、これらの救済に頼るだけでは争議目的を達しえないことが多い（事実都島友の会は、労働委員会、裁判所の和解を全く無視し、実行しなかつた）ことから、本件の如き場合にかかる争議行為を、正当なものとして認めなければ団結権を保障した意味が失われてしまうことになる。

さらにこの場合「ピケによつて建物の使用を阻止される第三者は、事業所閉鎖、従業員解雇反対の争議中であるにもかかわらず、敢えて事務所を賃借し、使用するものであるから当然争議行為に伴う不利益を受忍すべき地位にあるといわなければならない」と判断しているのもきわめて妥当な判断である。まして本件のように、主婦連が都島友の会との組織的つながりから、争議の当初から都島友

の会と一体となつて支部組合と対立抗争してきたもので、その意味では争議の当事者的存在でもあり、その病院建物借用の争議破りの性格が明白である場合には支部組合員及び支援労組員の団体行動を受忍しなければならないことも当然である。ただし、かかる者の行為は争議権の侵害であるからそれらの者の業務を保護すべき利益は存在しないからである（柳川他・判例労働、法の研究一〇八四）。

ところで、争議行為として病院建物の賃貸を阻止することが許されるとして、どの程度の範囲で正当とされるのであろうか。本件のような場合は、通常のスト破りに対すると同様に取り扱つてよいであらう。したがつて、「当該ピケツティングの効果を確保するため、にやむを得ない手段として必要最小限度の実力行使をなすことは、それが直接身体に対する有形力の行使であつても不当な人権侵害にわたらぬ限り正当な争議行為の範囲に属する」との大阪地裁の判旨は妥当な判断である。

なお本件では、争議支援者の行為が問題とされたわけである。大

阪地裁は、支援労組員と争議主体である労組員とを行為の正当性に關して別異に解すべき理由はないとしている。一般的に争議主体たる組合員と、支援組合員との場合を全く同様に解してよいかはかなり問題があるが、スト破りの第三者に対する実力阻止一般が正当とされる以上、これらの第三者はもともと実力による阻止を受忍しなければならぬ立場におかれているのであるから、それが当該争議主体である労組員によつてなされるか、支援組合員によつてなされるかを区別する必要はあるまい（片岡昇・争議行為と第三者、労働法体系三・一七二頁参照）。

被告人らの行為の具体的判断も妥当である。さらに支部組合員および支援労組員のピケのための病院建物立入りを正当な組合活動として建造物侵入に当たらないと判示した点も異論はない。

二 判旨第二点について特に異論はない。

以上当該労使の具体的関係、争議の向けられた客体に応じた具体的判断に基いた判旨に賛成である。

（金子 晃）